

## しまねっ子すくすくプランの改定と県こども計画の策定について

### 1 県こども計画の概要

#### (1) 背景

国においては、「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に進めるため、これまで別々に作られていた3大綱（少子化社会対策大綱／子供・若者育成支援推進大綱／子供の貧困対策に関する大綱）をひとつにまとめた「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定された。

また、「こども基本法」において、都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」の策定に努めることとされている。

#### (2) 現「しまねっ子すくすくプラン」改定に合わせた「県こども計画」の策定

現「しまねっ子すくすくプラン」（計画期間：令和2～6年度）の改定に合わせ、「こども大綱」を勘案し、これまで国の大綱別に策定していた既存の3計画を一元化した「県こども計画」を策定する。

《既存3大綱を踏まえた県計画の策定状況》

県計画の名称等		関連する大綱	現行計画の期間
法律上の名称	計画の根拠法		
<b>しまねっ子すくすくプラン</b>		少子化社会対策大綱	R2～6
①次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法		
②子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法		
③ひとり親家庭等自立支援計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法		
<b>しまね青少年プラン</b>		子供・若者育成支援推進大綱	R4～8
④子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法		
<b>島根県子どものセーフティネット推進計画</b>		子供の貧困対策に関する大綱	R3～7
⑤子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律		

(注)「しまねっ子すくすくプラン」のうち、「②島根県子ども・子育て支援事業支援計画」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、5年を1期として市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の「量の見込み（需要の把握・提供体制）」等を踏まえて策定することが必要。

#### (3) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）